

築上町告示第117号

平成23年第4回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年9月26日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成23年9月30日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

応招しなかった議員

平成23年 第4回 築上町議会臨時会会議録(第1日)

平成23年9月30日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成23年9月30日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第81号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第81号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 神 宗紀君 総務課長 吉留 正敏君
財政課長 則行 一松君 人権課長 松田 洋一君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成23年第4回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、塩田文男議員、10番、西畑イツミ議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。委員長、信田議員。

議会運営委員長(信田 博見君) 平成23年第4回築上町議会臨時会の議会運営委員会の報告をいたします。

9月27日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定をいたしました。9月30日、本日は、本会議に議案の上程、議案質疑応答、討論、採決でございます。

会期は、本日1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してありますとおり、案件は議案第81号平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)です。

日程第4. 議案第81号

議長(田村 兼光君) これより議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時議会に提案されています日程第4、議案第81号平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第81号平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第81号平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。平成23年9月30日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第81号は、平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額101億3,120万円に162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億3,282万5,000円と定めるものでございます。

歳出の案件は、損害賠償事件の申告に係る弁護士費用の追加、訴訟費用等162万5,000円でございます。歳入は繰越金をもって充てるものでございます。

裁判の結果を少し説明させていただきますと、第一審では、3,000万円を町は個人新川久三に請求せよという、それから当初は解放同盟のほうにも返還せよという訴状が原告から出されておりました。その判決は、町は新川久三に3,000万のうち900万を請求せよという第一審の判決でございます。あとの2,100万は監査期間が1年を経過しているということで、これは裁判に値しないということで棄却すると、こういう中身でございました。

第二審は、少し情勢が変わってまいりまして、2,100万は、いわゆる移転補償は2,100万以内であれば適法と。しかし900万は違法と、このような判決の中身になっておるわけでございます。そして、これは一審を、中身を少し差しかえた判決で、あとこれは棄却するというふうな判決になってきております。少し我々の言い分が通ってきたというふうな形に言えるかと思えます。そういう形の中で、最高裁への上告を、この判決を不満として一応上告するというので、弁護士等と相談しながら、そしてまず地方自治法第8章、憲法第94条には、地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる、このようになっておりますが、財産を管理し事務を処理してなかったというのがこれ憲法上の問題でございます。また、条例も制定をしておりませんでした。また、地方自治法244条の2項、この項には、公の施設の設置、管理及び廃止という項目でございますが、この条文には、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないという、これは義務的な要素でございますが、例の解放会館と申しますけれども、これは建設以来、この地方自治法の244条の2項の設置条例、管理条例が制定されておられません。だから、この建物は建てて宙ぶらりんということではございましたが、この間、部落解放同盟豊築地協がずっと町のほうが 一時ちょっとだけ町のほうが白書をつくるときに入居していました。それ以降はすべて町はこの管理を行っていないということで、当然このような建物については宙ぶらりんは宙ぶらりんということではございますが、40年間に及ぶ管理を町のほうも、これは譲渡したという形でしか解するしようがございません。

そして、憲法14条、裁判の中には、憲法14条を否定するようなことも書かれております。憲法14条は、すべての国民は法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的または社会的関係において差別されない、このような憲法がございまして。そういう形の中で、昭和40年の同対策答申を受けて、同対策事業特別措置法、そしてこの法が10年間で切れます。そしたら次には地域改善対策事業特別措置法、これも時限立法でございますので、法が切れた後は地域改善対策財政上の支援に関する法律というふうなことで、法制定がされております。これらは、同和地区の生活改善のために社会資本の整備をするということで、道路、水路、住宅、水路等々の整備をするのが目的でございます。この地方自治体が行うための予算措置を行うための法律がこの法律だと。

しかし、一審、二審でも、法が失効したということで心理的差別は今依然として差別として現存しております。このためには、部落解放同盟は運動していく必要があるということを申し述べなければならない。これが一審、二審でこの差別が全くなかったというふうなことで、判決の中身になっている。これも我々が不満とするところでございます。

それから、先ほどの設置条例、維持管理条例というふうなことで、我々首長は、4年ごとの選挙によって選ばれるものでございます。そういう形の中では、やはりちゃんと設置条例、管理条例がなければ引き継ぎがないものと。ただ、この条例がなくても、首長が交代のときは事務引き継ぎというものを行いますが、これらの

事務引き継ぎは町のものであると、このような事務引き継ぎは全くございません。そういう観点から、これは憲法上の問題に大いに疑義があるというふうなことで最高裁へ上告をするというふうなことで決定をいたしたものでございまして、よって、結論としては、移転補償費はこれは事実上、解放同盟の所有物であるというふうなことで、地方財政法第4条1項、地方自治法第2条4項の条項には違反していないということで自信を持って申し述べることができます。よって、最高裁の上告をいたすものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 議案第81号平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)について質問いたします。

弁護士委託料162万5,000円の内訳の説明を求めます。

議長(田村 兼光君) 担当課長。

人権課長(松田 洋一君) 人権課松田です。弁護士費用162万5,000円の内訳としまして、弁護士費用着手金、この弁護士3名をお願いするというので、1人50万掛けの消費税ということで、弁護士費用は157万5,000円です。それと、上告に伴います実費、例えば印紙代であるとか切手代等、それが5万円ということで、内訳としまして合計162万5,000円でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。

それから、町長にお尋ねしますが、4月の臨時議会で町長は、この二審においては、自分が毎回裁判所に行き主張すると言われていたのですが、主張されましたか。また反対討論されましたか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 裁判所に申請しましたが、門前払いというふうなことで、これはもう書面審理だけするというので、このときは西畑議員も傍聴に行かれておったと思いますので、あの状況。2回目はもう判決でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 私もそれは参加しましたが、やはり町長は主張すると言われていたんですから、主張すべきなんですが、申請したが認められなかったということですが、その内容が裁判に値しなかったということだと思いますが、なぜ反対弁論をそのときになさらなかったんですか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 裁判所のほうは、反対弁論などのそういう措置はしないで、書面審理だけするというふうなことでございましたので、別にこちらから言っても取り合ってもらえないという状況はございました。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 何点かお聞きしたいんですが、1回目、2回目と、今町長の説明で、裁判で負けて、3回目を最高裁に上告するというので、通常であればもうここで一たん裁判の判決に従ってというのかなと私は思っていましたら、まだまだ法律的な部分で勝つ見込みはあるということで、3回目に臨む 3回目というか、最高裁に臨む町長の決意だけをちょっとお聞かせください。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 決意といいますが、これは私は間違ったことはしてない。過去の椎田町の歴史、築上町からの歴史、これを振り返ってみれば、私はいいことをしたと、このように考えておりますし、そういう形の中で、私は町には損害を与えてない。裁判の中身は、県から一たん受け入れたのは町の財産と、こんな不合理な裁判はないと、私はこのように考えておりますし、一たん経由して、これは町が必要なものだけとって、後は解放同盟に移転補償として補償費を出すべき、こういう観点で皆さん方の議決も得ておりますし、これが第三者によって監査請求、それから裁判というふうな結果になりましたが、私は間違ったことをしてないと、断じてこれは司法の場に、三審までございます。これは権利だと。間違っていなければ権利を主張するというのは、これは当たり前でございます。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 当たり前なんでしょうけれども、通常、最高裁までいってもどうなのかなって考えるのが普通じゃないかなと思います。そこには、2回目まで約450万円の町税が使われております。今回も162万5,000円ですか、補正で挙げてきております。ということは、合計で約600万以上の税金が使われるわけですから、ここまでいくなれば、私は決意というのはどういうことを聞きたかったという、やっぱりその、町長の職をかけてまで私はやりますと、という決意なのかなということなんです。ただ、今みたいに、私は悪いことはしていません。でも、裁判では、一審では違法だということの判決が下っているわけです。ですから、その程度の決意で町税をまだ無駄に使うのかということが私は言いたい。

勝ち負け云々、裁判の内容は云々というのはあるんでしょうけど、その後の町長の、そこまで決意をして今回の最高裁まで臨む決意があるのかどうかを最後にお聞きします。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 私の進退までかけて、そういう決意は私はございません。まだほかの問題がたくさん山積しておりますし、これは町長としてやるべきことたくさんありますし、この問題はほんの一角に過ぎませんし、しかし、訴えられたからには、必ずこれはやっぱり応訴していくというのが、これは当然、当たり前でございます。そうしないと、何らかの問題ですべて裁判裁判という形になってまいりますので、これは自信を持って私は最高裁まで持っていくと、これは当然権利でございます。これをやります。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 2回目、控訴して負けたわけですがけれども、町長、私もこういう裁判でもし自分

が訴えられたら最後までいく気持ちは十分わかるんですが、それはそれとして、町長いくと言っているんで、きょうはその予算の会議なんですが、町長は新聞紙上のコメント、また町政報告会、また町政「広報いいだ」の報告の中で、よく、もともと所有物だったという話がよくあるんですけども、この判決文の中で見ると、どうも理解できないところがあるんで、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

今回もらったこの資料の中で、5ページになるんですけども、5ページからいけば、平成17年、土木事務所が来て、これは解放同盟のほうに来られて、こういう形で移転補償の補償を受けるという形の流れが出ています。それから、7ページのほうは　これ全部町長が出したほうの、弁護士側、町長サイドからの文面なんですが、7ページの(イ)の中ごろですけども、「本件集会所は約37年間にわたって地協が実質所有物のように利用し」と、町長たちが書いているわけです。それから後に、平成20年に建物台帳に登録したと、20年3月に。

それから25ページですか、平成20年3月24日に築上町と福岡県が建物移転補償契約書ですか、契約したときに、福岡県築上町に対する補償支払いの要件として物件の借家人(すなわち地協)と。これ町長たち借家人として決めつけているんです。実質的所有者という形でいうのは、実質という、わかりやすく言えば見た感じですか、所有者のように見えるという意味合いなんです。借家人に裁判で闘いに出して、地協が実質所有物のように利用しと、これは冷静に考えたら、所有者でない。じゃ所有者でない。じゃ、築上町も当時椎田町ですけども、築上町も所有者でない。なれば、解放同盟、地協のほうは真っ赤な他人のところに勝手にあったというような形に聞こえるんです。これを町政報告会等新聞のコメントでは実際所有者なんだと。37年間、この37年間前の話を今しよんじゃけど、この文面、もっと言えば、前回の判決資料を見ても、事実及び理由とかいうところに、解放同盟から4,000万の移転補償費を求められた。これは船田集会所も含めての金額で、それから築上町と解放同盟との間で事務所の移転費の協議が行われていったという、そういう流れをずっと全部読んでいくと、今回2,100万は大丈夫で、900万が違法と。それはちょっと後で、どこに書いているかちょっと指摘だけしてほしいんですが、このまず違い、町長が外でしゃべられている言葉と、町長がしゃべった広報とかそういったのを見ると、町長は悪くないんだという聞こえます。私もそう思って、あの当時委員会で、これは全部すべて県がやったんだ、一切関係ない、築上町は、もう窓口にすぎないんです。これはまた県の事業なんです。あそこに歩道ができて、子供のために安全なんだ。築上は全くこれ関与してないんだって。地協とのあれないですか。ないないないない。こういうふうに言われている。そして、1回目の判決文でかなり食い違う。2回目、またかなり。前回やった、この2回目闘った理由でさほどの闘った理由がない。その辺の違いを、自分がしゃべられているのと裁判で闘っている内容、もちろん今読んだところは全部町長側が出した文面です。　　の違いを教えてください。

次に、今回ここで可決、否決という形になっていくわけなんでしょうけれども、万が一否決になった場合、今町長、間違っていないんだといった言葉で、自腹切ってもいくのかなという気持ちをひとつ教えていただきたいなと思います。

それからもう一点、今回900万支払い命令が出ています。最高裁、最後のとりでにいて万が一負けた場合、900万円の請求が来るでしょう。今回、250万、200万、百六十何万ですか、約600万、その支払いの約3分の2をもう町費で使っているんです。返還になった場合に、町長はやはりこの部分について、この600万という金額、合計ですよ、600万ぐらいの金額にすると、これはやはり町税として町民あたり1人300円、5人家族で1,500円の負担です。町長はどういう姿勢で町費を裁判費用に使っていくのか、よく国益といいますけど、町益どこにあるんでしょうか。その辺の気持ちを 気持ちじゃなかった、全部、トータル、オール負けてしまったら900万支払います。そして、この使った税金、裁判費用、これは町長、道義的・道徳的にも自分でそれも払うつもりはあるのかなのか、それは議決したから払わんでもいいんだというものなのか、その辺の気持ちも教えていただきたい。

そして最後に、今回使った裁判費用250万、200万、今回160、今回の分はまだでないでしょうけれども、これは新川町長個人で訴えられた分なんで、一覧で、どこに幾ら支払ったのか、ちょうど250万きっかりというわけじゃないでしょうから、弁護士に幾ら、先ほど言われた印紙代が幾ら、そういう一覧を資料として出してくれ。できればコピーもつけていただきたいぐらいですけども。ここまで言いたくないんですけど、これは個人の裁判費用として使われているような形に見えますので、その資料一覧をお願いします。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 非常に質問項目が多かったんで、ちょっと僕も頭によろ入ってないで、最後からいけば、裁判費用、これは町が訴えられております。個人が訴えられたものではございません。築上町町長新川久三は個人新川久三に請求せよというのが判決の要旨でございます。そういう形の中で、裁判費用は当然、これはいわゆる憲法に保証された訴えを起こされれば最後まで闘うというのが、これは当然町が訴えられておりますので、町費を使ってまいります。そしてあと、個人は町が請求した分を払えばいいと、こういう考え方で私はございますし、基本的にはそんな形になろうかと思えます。

それから、払ったお金のうち、移転補償費、これが24ページに、ここを見たらええ、ずっと読みます。

なお、地協に対して工作物、動産及び立木の移転補償料以外にも使用借権に対する補償等何らかの補償金を支払う合理的理由があり、その限りにおいて本件移転補償合意の一部が適法であり、したがって、これに基づく本件支出命令の一部も適法であると解する余地があったとしても、その範囲が平成20年4月8日に地協に支払われた2,100万を超えることはあり得ないから、少なくとも平成21年3月13日付で控訴人がした900万円の支出命令は明らかに違法である。

こういう形で第二審は少し変わってきていると。これがページ数24ページです。そういう形の中で、多く質問等も出され、基本的には私はこの建物は最初から言ってきております。地協の譲渡された建物であると。認識は、町民の多くもこれは認知しているところでございますし、我々町職員も、これは地協のものということで認知をしておりますし、そういう形の中で移転補償費という形で支払われてきたということでございますし、これはもう町の物件ではないと。当初からいきさつすればいろんな経過がございます。これはもう割愛させて

いただきますけれども、ずっと調べてきたところ、1市5町の協議の中で建設されてきた建物であるというふうなことで、これは本来1市5町に土木事務所から得たものを返還すればよかったけれども、これは協議のもとでこれを返して、直接地協に支払っていいと、そういう返答も得てやっておることでございますし、本来なら1市5町から地協に返せば問題なかったかなと、今考えればそういうふうに思っておりますけれども、これは、当然私は町のものではないというところで、それぞれが地協のものという認知をしておるということで答弁いたします。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 個人で戦うのか戦わないのか。もし否決になった場合。先ほどの質問。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) これは当然町が訴えられているんで、これは個人が払う義務は私はないと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) ということは、もし万が一否決されたら、もう控訴しないという認識でいいわけですか。万が一ですよ、否決された場合に、もう控訴はしないと。自腹切ってまではしないということの話なんですか、今。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) それはまた検討の結果どうするかというのは、議会の議決内容を見ながらやっていくという形になるかと思えます。

議長(田村 兼光君) もう3回。

議員(9番 塩田 文男君) もう最後です。それでは、最後の資料のところは一覧でじゃどこに幾ら払ったということだけは出してください。最初に質問しました所有者、所有物、実質的とかいう言葉になるんですけども、これは解放同盟の所有ですか、それとも所有じゃない、どちらかです。はっきりそこだけお願いします。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 私は、所有ということで認識しておりますし、裁判上、弁護士が少し曲解したところもあるようでございますけど、そこところは今後の上告の中でびしゃっとはっきりしていくというようなことで、そしてあと資料はどこに、支払調書、名前は伏せますけれども、いわゆるA、B、Cで私は 名前はいいのかな、一応弁護士、訴訟の中に出ているから、だれがしに幾ら払ったと、それは議会終了後でもお渡しします。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 今までの答弁を聞いていましたら、もうほんととち狂ったとしか言いようがありませんが、もう僕は今の答弁を聞いてますと、僕は基本的にあなたは考え間違いしているというのがほんとに、聞いていて明らかになったんですが、まず、町が訴えられている。築上町が訴えられているというふうにあな

たは勘違いしているんですけど、これは築上町長新川久三、要するに、この民放上900万返せという金は、築上町が金庫から出してまた築上町の一般財源に入れると、そういうばかなことはないです。新川久三個人のポケットから出して築上町に損害を与えたから築上町の一般財源に入れると、これはもう当たり前の話で、もう一つ、町が訴えられているというほんとにこれ、新川久三が訴えられているもので、地協の建物、町のものではない地協のものとか、もう今まであなたが言ってきたこと、もう長々さっき言ったことはもう一審、二審で退けられている。退けられたことをまだあなたの言いわけとして言いよるけど、またそれから最高裁に、また今回こうしていますけど、勝つか負けるかというような話じゃなくて、どうなんですか、勝つか負けるかと言や、これまた同じことを言ってますから、新しい証拠がない限り、もう今回も、高裁の場合も、家の戸をたたいたと、一步入って事情を聞かれて、はいさよならと、そういう話でしょう。門前払いに近い話ですけど、もう最高裁の場合は、また新しい、絶対的な何か新しい証拠がない限り、最高裁の門をたたいても、戸もあけてくれんではいさよなら。要するに門前払いでしょう。もう間違いない。もうこれ120%勝つか負けるかと言やあ、もう負けるに決まっています。それをまたみんなの税金、町費を使って裁判しようという考えがもう私には全く理解できない。

町が訴えられていると。新川久三さん、あなたの失政で町に損害を与えたと、ここ明確に書いています。だから、そういった意味で、まだ町が訴えられているとかなんとかいいますが、これは負けたらお金はだれが払うんですか。町が。(「反対討論ですか」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 質疑。(「質疑ですか、これは」と呼ぶ者あり)

議員(4番 工藤 政由君) 質疑ですよ。だから後から質問しますけど、そういったことで、町が負けたらだれがこの900万払うのか。どこに入れるのかということをもっとお聞きしますし、また新しい証拠、最高裁に行くには当然新しい証拠、何か今までと違った、さっき言ったようなことはもう前から言って退けられているんですから、何か新しい証拠でもあるのか。まず新しい証拠、もうほぼないと思いますけど、そういったことで、どういう理由で最高裁まで控訴するのか、新しい証拠があれば聞かせてもらいたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) まだ裁判にかかわることなので、これは証拠云々というのは申し述べることはできませんし、ずっと以前の町長さんは、これをあたかも行政財産という形で主張しておった町長さんもおるようでございますけれども、いわゆる憲法上の問題で、先ほど言った形で私は最高裁に持っていくと。いわゆる行政財産はちゃんと条例化しなければいけないという形になっているけれども、ある町長さんはそういう形で、何もしてないのに行政財産、そして1市5町にいるんな面で支出を求めていったという経過があるようでございますけれども、私はそういう形で、これを憲法上の問題ということで最高裁に持っていくというふうに考えております。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 質問に答えてないんですから、この900万だれが払うんですか。それも後で言

ってください。まあいいや。

それと、何かわけがわからん。憲法上の問題、その行政財産、当然行政財産でしょう、これは、みんなの財産でしょう。だから、それが、そういう主張が今まで通らなかったから一審、二審がこういう判決になったんでしょう。全然、とらえ方がおかしいというふうに思いますけど、物のとらえ方が全然我々とずれている。ずれていますね、私とはずれています。何で前の町長さんが行政の財産として認めて、何のかんの言ってましたけど、これは行政財産でしょう。だから、これはあれでしょう、どうしたらいいのかな。まあいいや。その900万をだれが払うかちょっとじっくり考えてください。だれが払うか教えてください。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 最高裁で判決が出れば、もしこれが却下という形になれば、当然私が900万を町のほうに払うと、これはもう当たり前のことです。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) もう最後になりますけど、まだ言いたいことがいっぱいあったんですけど、何かわからんことになった。これ僕もいっぱい今まで裁判を、おかげで裁判をかなりさせていただいて、弁護士とも友達ができ、ある弁護士が僕のところに、この裁判を見守っていました。メールで来たんですが、この支出命令の違法性については、法律雑誌に載せる価値があるぐらい価値があるというふうに弁護士は言っています。それ長々書いていますが、ひとつさっき言ったこれが行政財産だということで、ここアスベストの除去などで地協が町に求めている理由を否定しました。これアスベスト長々書いていますけど、要するに、平成10年ごろ、このアスベストの件で地協が町にアスベストの除去の工事を要求してきました。ということは、これ何が言いたいかということ、地協のほうは自分の持ち物じゃないから町のほうにアスベストの除去を求めてきたと、それがこういうふうに物語っているというふうなことをここでうたっています。だから、もうあなたが言うことは憲法で争うとかなんとかいうよりも、もう今までやってきたことを、今まで主張してきたことをそのまま高裁に持っていくというようなことで、これはもう恐らく門前払いになるかと思います。そこで、これはもうほんとにあれですよ。最高裁にいても門前払いになるかと思います。もし町長が、さっきから言うてますけど、最高裁でこれが門前払いになって、この判決どおりになるといったら、あなたはほんとに責任とるべきだろうと思います。だから、もし僕は最高裁にいてこの判決が覆ったらもう僕はバッチをとります。だから、あなたも、これ最高裁にいてまた同じ判決がきたら、もうやめると、もうやめたらどうですかという話をしたいと思いますが、どう思いますか。

議長(田村 兼光君) 町長答えな。

町長(新川 久三君) これは先ほどもう一人の工藤議員の話したとおりでございますし、私は任期中は自分の職責、まだたくさん仕事が残っております。これはこれだけでやめるわけにはいかんと申しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。小林議員。

議員(1番 小林 和政君) それでは、私は初めてなりましたので、一審の判決の内容がこの資料にいただいた程度しか知識がございませんので、これを主にお話しながら反対の理由を申し上げていきたいと思いません。

まず、前提条件として、本日のこの本案件が160万の金額補正程度で済むような小さな問題ではない。極めて大きな問題をはらむものである。進展ぐあいによっては、かつて聞いたことがないような事案に拡大する可能性や、あるいは築上町が全国的に有名になって、さらに大きな信用失墜につながる危険性があるのではないかと、その程度の問題であるという認識のもとで、きちんと向き合うべき案件だというふうに理解してこの反対討論をいたしますので、その旨皆さん方に御理解をいただきたいと思えます。

この本日いただきました議案資料を十分に読んでみました。その今度の裁判関係に関してちょっと経緯を振り返ってみます。この裁判に関する一番先に発生した事案は何であるか。これは平成20年の3月21日の日に、19年度の一般会計補正予算案が出されて、その中に補償費2,100万が含まれておった。これを賛成多数で可決された。これが一番先の日付でございます。平成20年の3月21日です。この議案書です。この資料の中にあります。この中2日あいた20年の3月24日に、先ほど町長、24ページかなんかで御紹介がございました県と町長との物件移転補償に関する契約の締結がなされた。議会で21日に、補償費2,100万を含む一般会計補正予算が可決されて、その2日挟んだ24日の日に県との補償契約が締結された。私これがちょっと理解できんですが、これは何らかの前事情等があったかと思って、これ詳しく調べる時間的な余裕がなかったものですからとりあえず紹介だけしておきますが、そしてその2週間後の4月7日に第1回の支出命令が出た。そして、その次の6月議会の6月の20日の日に、今度は20年度の一般会計補正予算案で1,104万3,000円の補償費を含む議案が、これは全会一致で可決されております。そして、その後9月の12日の日に支出命令が出された。

この4月7日、9月12日の支出命令については、第1回の裁判の段階で、適法な住民監査請求が行われていないものであるから、却下する。要するに、裁判所として判断する材料として取り上げないという結論が出ておる。そして、今度の裁判に関係のある21年の3月13日の日の支出命令です。この21年の3月13日に、この支出命令の中に、工作物移転等云々の補償費が139万2,900円とその他の移転補償費が900万円出しておる。これについて住民の監査請求が起こって今度の裁判につながっていった事実でございます。

この時点で、私は新聞報道でかなり騒がれましたときに、判決が出た。時効部分を除く900万円の返還命令が出たんだという記事が随分載ってございました。この時効分ということについての理解がよくできてなかったわけですが、どうもこの4月7日と9月12日、要するに2,100万円の支出に関しては、第一審の裁判所の判断の基準には全く入っていない。住民監査請求の期間が通り過ぎておって間に合わなかった分ではなか

ろうかというふうに理解しているわけです、この時効分という言葉に。だから、実際、第一審で判断の基準になったものについてはすべて、900万すべて、これは違法であるという結論が4月の17日の日ですか、第一審の判決が出たのは、これが原判決とされて、4月の19日だったですか、判決が出た。この900万はすべて違法なものであるという判決が出た。それに対して、4月の27日の臨時議会で、第二審について、この900万だけについてしか第二審は判断しないんだという第二審でございます。だから、第二審についての判断は、違法とされたこの900万円についてのみが第二審の判断の基準になっているわけです。この900万について違法かどうかという第二審の判決がここでいただいた資料になっております。相当量の付加修正をつけ加えながら、太字で書いている部分が付加修正であるというような注釈が入っておりますが、相当量の付加修正をつけ加えながらさらなる理由が加わっておる場合もありましたが、原則的には第一審の判決の正当性を認めるものであるという第二審の判決が出ているわけでございます。ということになりますと、この第二審については、第一審を完璧に踏襲した判決である。ということは、一審から何ら変わっていないという事実でございます。

この28ページに最終的に裁判所の判断基準が載っておりますが、ちょっとこれも、お持ちの方はごらんになっていただきたいんですが、一番最後の28ページの5番のところにあります、これは新川の故意または少なくとも過失に基づくものであると言えるから、控訴人は以下900万払えという先ほどと同じ結論が載っております。ということは、何ら第一審と変わっていない状況になって、そしてさらにその上に上告をしたい。新たな材料は裁判のもとであるから今時点で明らかにすることはできない。ということになると、私は、これは公金を使つての単なる時間かせぎである。私はこういうふうに理解をして、さらなる築上町の信用失墜につながるんじゃないか、こういう危惧を感じるから反対する。これが第1の反対理由でございます。

次に、2番目の理由を申し上げます。

2番目は、この資料の20ページをごらんいただいたらわかります。これは、議会にとっては非常に恥ずかしいことではないかと思うんですが、20ページの上から1、2、3行目、4行目です。これは太い字になっておりませんから、第一審の結論と同じ、第一審でも同じ文言があったものと思われませんが、議会の議決があったからといって違法な支出が適法な支出になることはない、こういうことを言っているわけです。議会が可決しようとしまいと、違法なものは違法だから、議会の可決は関係ないんだと言っているわけです。私は、このことは極めて議会の存在価値自体が疑われているんじゃないかと、こういう感じがしております。議会の判断は関係なく、違法なものは違法だから、議会の判断は必要ないと、こういう裁判所の文言です。

しかし、これをもっと深く考えてみますと、議会が何もならんという指摘をされておるんじゃないかという気がするわけです。議会は何しよったんかというような指摘をいただいたんじゃないかと。だから、一審の判決の段階で。私はこういう認識で感じております。ですから、私は議会の存在価値を示すためにも、町長さんがこの裁判を続けようが続けまいが、もう少しきちんと内容を調べて、もう少し調査検討した上で、実態をもっと明らかにすべきではないかと、こういう気持ちであります。

先ほど申し上げましたように、一番初めに申し上げましたけれども、議会で可決した、議会で2,100万円の補償費を組む補正予算を可決した。その2日あいたその後に県との契約が締結されるようなことがこれに載っています。ちょっとこれ不思議に思うわけです。こういうさまざまな不思議、あるいは2,100万円については裁判の判断の基準に入っていないだけであって、適法であるという言い方は一切しておりません。町長と私の感じ方は少し違うかも知れませんが、先ほど町長は、2,100万円までなら適法なんだというふうに理解されておられるようなお話がありました。私は、この2,100万円は、裁判所の判断は、本来の持ち物として、所有者としての補償金の支払いは一切認めるべきでない。使用借権に関する補償についてはある程度の余地があるかも知れませんが、これについてはこれで足り過ぎるくらいあるんだと、こういう文面だと私は理解しております。ですから、この2,100万円についても、本来正しかった数字かどうか、議会で自発的に、議会で十分検討する必要があるんじゃないかと、私はこういう考え方を持っております。ですから、住民にきっちりした説明ができるためにも、さらなる詳しく厳密な調査検討するような機会をもっと議会は、おのずからつくるべきではないか。安易に結論を急いで将来の禍根を残すような結論を出すような議会にしてほしくないから、そういう意味で、もう少し十分な検討する機会を得てからでないという案件に賛成することはできない。これが第2の理由でございます。

もう一点、第3点まで申し上げます。

議長(田村 兼光君) もうちょっと短目に。

議員(1番 小林 和政君) 済みません、ちょっと長いようで。すべて言わんたらんことがたくさんありますので申しわけありません。じゃ、もう一点短目にいきます。

第3番目の理由として、ページ21、22の部分で、終わりのほうに、控訴人側、要するに町側の主張の中に、所有者としての補償は一切できない、ましてや、使用借権の対象としての補償は、事情を考えてみたら、極端にゼロに近い価値ではないかという結論が出てあります。それで、第3番目に、寄附や補助金であるならば適法ではないかという控訴人側の主張がここに載っております。それについての裁判所の判断がここに出てあります。これが21ページの一番最後です。

寄附または補助として考えても、起訴人の裁量を著しく逸脱するものであるというべきである。

これは太字で第二審で新しくつけ加えられた内容でございます。要するに、町長の裁量権を著しく逸脱するものであるから、寄附とか補助としての補償費の支出もまかりたらんという判断がされておられるわけです。

こういうような文言を考えたときに、これで先ほどの時系列にちょっと返りますが、21年の3月13日に支出命令が出されて、実際の支出は4月の7日かなんか 3月13日に支出命令が出されたんです。そして、それに対して住民監査請求が起こり裁判になっていった。そしてその年の秋ごろに、恐らく先ほど申し上げましたような町長の失投というような内容ができ上がって裁判に対応していったんじゃないかというふうに考えますが、この時期をよく考えてみますと、先ほど申し上げましたような控訴人、要するに町長の裁量を著しく逸脱するものであるという判断をされているこの時期に、裁判が進行中です、この時期は、私が申し上げた

いのは、この時期に私が一般質問でお尋ねしました新入職員の採用に関して、資格要件が違う。無差別でこのとき17人採用したこのような内定が出る時期、これは町長の裁量権の範囲内だからというような答弁をいただきました。片やこちら側で、裁判の中で、裁判所から著しい裁量権の逸脱を指摘されるような判断があった時期に、こちらでは裁量権でこういうこと、私は到底認めるべきではないかと思う。

このような状況の中で、著しい逸脱があるような判断、決定をなされたような状況の中で裁判が進み、片や新入職員の採用等が行われ、その明けた年の1月が町長の選挙でございます。この町長の選挙で見事再選されまして、町長にされた。それが、裁判はこの間ずっと続いておりましたが、これが今度の3月の第一審の判決につながってきた。私はこういうふうに裁量権の範囲内であるということを強弁されながら多くの判断をされていき、それを実効・決定されていく、このようなやり方は極めて正しくないと考えています。

私は、町長の裁量権を過大に認識しながら町政を執行していかれる。選挙に勝ちさえすれば何をやってもいいんだという町政の進め方は正しくない。こういうふうに正しい裁量権の判断でされたと考えられないのを第3の反対理由といたしたいと思います。

以上の3つの反対理由としてこの反対の討論といたしますが、最後に、町長として裁量権の範囲内で判断・決定・実行された内容についてはかなりこういうふうに疑義がある。私は、もうそろそろ町長としての判断・実行・決定はやめるときが来たんだと申し上げて、反対討論を終わります。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方、宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 賛成意見を述べます。四十数年前になりますが、四十数年がたちます。昭和40年に同和对策審議会の答申が出ました。4年後に同和对策事業特別措置法が施行されたわけでありまして。それで、その中ではこの部落問題の解消、これは国の責務であり行政の重大な責務であるというふうな姿勢が一貫して貫かれたわけでありまして。全国の自治体では、この被差別部落の取り組み、ほとんどなされておらず、法律が出た、また同対審答申が出されたということで、この法の執行に必死になって努めてまいったわけでありまして。

その中で、その一環で豊築で部落解放の推進のために、現在問題となっている地協事務所が旧椎田町につくられました。その後、法律が地対法、地対財特法と変わってまいって、平成14年3月には法律が切れたと、そういう状況になってまいりましたが、この法を制定した国の責務がそこで解消されたというわけではさらさらありません。このことはよく裁判所も私理解してほしいと思っております。

最後まで責任を持つのが法をつくって、また地方自治体をここまで動かしてきた責任ではないかと思っております。法律がなくなったからもう知らないというわけにはいかないと思うんです。最後に苦労するのは一番下の地方自治体か、そういうことではないと思います。観点は違うんですけれども、本町が現在苦労しておりますが、住宅改修資金の問題なども、国が最後は責任を持って解決すべきではないかと、終結の指針ぐらいいは出すべきではないかとそういうふうに思っております。

豊築地協事務所は、船田集会所、これは町のものであります。船田集会所を併設して豊築の 吉富は

抜けていると思いますので、1市2町2村が補助金を集めて、部落解放のために建設した事務所であります。よって、旧椎田町の財産ではないということから、当時の町長、歴代の町長、条例整備がされておらず財産台帳にも上がっていない。旧椎田町の財産ではないということから、こういう手続はあえて歴代の町長しなかったわけであります。

旧椎田町は、条例の整備はちゃんとするところでしたので、そういう考えがなければ条例整備、財産台帳整備はしているはずであります。そういうことでもありますので、四十数年、町の財産ではないと認識しながら今日まで来たわけであります。町の財産でない以上、移転補償費を受けるわけがない。当たり前のことです。断じて受けてはいけません。自分のものならもらいなさい。そんなみっともないことをしてはいけません。そういう筋は断じて町長はとっていただきたい。今回、裁判所が、裁判の内容では大分町の主張が認められていないところがありますので、十分書類を整備して、上告していただきたい。賛成討論とします。

議長(田村 兼光君) ほかに反対意見のある方はございますか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 私は、議案第81号平成23年度築上町一般会計補正予算(第5号)について、反対の立場から討論を行います。

控訴審判決で福岡高裁の森野裁判長は、築上町の控訴を却下し、一審判決同様に900万円を新川町長が返還することを築上町に命じました。控訴審での地協が集会所の実質所有者ゆえ立ち退きを求めると時効取得を主張されるおそれがあったとの主張については、判決は、集会所は県の補助金と地方債で建設されている、平成10年ごろにアスベストの除去などを地協が町に求めていたことを理由に否定しました。

地協は、集会所が旧椎田町の所有であることを前提に借りていたのだから、所有の意思を持って占有していたとは考えられず、時効取得はあり得ない。地協を実質的所有者として移転補償の要否、必要か否かを検討することは不相当と明確に指摘しています。寄附または補助についても、支出命令の違法性についても、町の損害の問題でも、築上町の主張は今回の判決ではことごとく認められていません。

町長は、控訴審の弁護士費用を4月の臨時議会に提案のとき、一審では部落差別問題が無視された、今度は自分が裁判に行き主張するとして、私たち反対議員の意見を押し切って控訴しました。しかし、高裁では1度も発言しておりません。高裁で敗訴しました。町長の主張は、一審でも二審でも明確に認められませんでした。しかも、高裁では、2回で判決になったのに、最高裁まで控訴しても町長の主張が勝利することはあり得ないと思います。今回の議案を承認することは町民に大きな負担をさせるものです。これ以上町民のお金を使うことには反対です。

よって、私は、今回提案された議案第81号に反対します。これが理由です。

議長(田村 兼光君) ほかに賛成意見のある方。信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 賛成の立場で賛成意見を、ちょっと声が出ないんで。今回の判決は、どう見ても貴重な判決と言わざるを得ないという部分があると思います。確かに集会所はずっと地協が管理し使用してきたものであり、町の建物でなかったというのはもうわかることと思います。今度取り壊したときに、20年

3月ですか、建設台帳に、建物台帳に記載したというだけだったと思うんですが、これは地協が法人でなかったからせざるを得なかったということだったと思います。

先ほどからアスベストの件が出ておりますが、アスベストを、あの集会所にアスベストを使っていたのでこれを除去してくれということで、地協の方が、この議会でも訴えて、確かに訴えておりました。だから地協の人たちはあの建物は町の建物であると認識していたということでしょうが、その質問のときに、たしか工藤町長のときだったと思いますが、アスベストを除去してくださいということでしたが、これは町の建物ではない。あの集会所のアスベストを除去しなければならないということはありませんというような答弁をされていたと思います。それから、新川町長になってからも何回かこのアスベストの件は質問されていたと思います。が、同じように、地協の建物は町のものではないという答弁をしておりました。これは新川町長も工藤町長も考えは一緒であります。

それから、町に損害を与えたというのをよくわからないんですが、このお金をすべて県からいただいたお金であり、その中から地協に3,200万、残りは町のものでございますが、だから町に損害を与えたのか考えて、そこのところはよくわかりません。そういうことで、もう少し我々も勉強しなければならないかもしれませんが、もうちょっと裁判所のほうも勉強してほしいなと、そう思います。控訴やむなしということで、賛成意見とします。
議長(田村 兼光君) ほかに、もうございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第81号について採決を行います。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 賛成多数です。よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定しました。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) ここで緊急動議の提案をいたしたいと思います。

内容につきましては、この地協への補償費について100条委員会の設置を議題として緊急動議を提案したいと思います。御審議よろしく願いいたします。

議長(田村 兼光君) 今、工藤議員から、地協への補償費に対する100条委員会をつくることの動議が出されました。この動議に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長(田村 兼光君) 動議は、賛成の方が3名ございますので、この動議は成立します。

ここで暫時休憩とします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時32分再開

議長(田村 兼光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

部落解放同盟豊前築上地区協議会への補償費について、100条委員会設置の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立少数でございますので、これは否決されました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで平成23年第4回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員